

## 下水道管路施設包括的維持管理等業務委託基本協定書（案）

下水道管路施設包括的維持管理等業務委託（以下「本業務」という。）に関して、注文者である姫路市（以下「甲」という。）は、契約相手方である[代表企業名]（以下「グループの代表企業」という。）、維持管理業務を行う[全ての維持管理企業名]（以下「維持管理企業」という。）、設計業務を行う[設計企業名]（以下「設計企業」という。）及び改築工事を行う[建設企業名]（以下「建設企業」という。また、グループの代表企業、維持管理企業、設計企業及び建設企業を総称して以下「乙」という。）との間で、本業務に関する基本的な事項について合意し、次のとおり基本協定（以下「この基本協定」という。）を締結する。

### 前文

甲は、自らが所管する揖保川処理区内の下水道管路施設のうち、分流式の雨水管路及び皮革排水に係る管路を除く、合流式及び分流式の汚水管路（管渠、マンホール、マンホールのふた、取付管及び公共ます）（以下「本件施設」という。）を対象施設として、維持管理業務、設計業務、改築工事及び災害対応業務を一括して委託することで、民間事業者のノウハウや創意工夫等を生かし、業務の効率化及び品質の向上を図ることによって、計画的な維持管理（予防保全型）へと転換させることとした。

甲は、維持管理業務は「維持管理委託契約」（以下「本件維持管理委託契約」という。）を、設計業務は「設計委託契約」（以下「本件設計委託契約」という。）を、改築工事は「建設請負契約」（以下「本件建設請負契約」という。）をそれぞれ締結し、かつ、災害対応業務に関する「災害時維持修繕協定」（以下「本件災害時維持修繕協定」という。また、本件維持管理委託契約、本件設計委託契約、本件建設請負契約及び本件災害時維持修繕協定を総称して以下「本件契約」という。）を締結し、本業務を包括的に実施することとした。

甲は、総合評価落札方式による制限付一般競争入札により事業者の募集（以下「本件事業者募集」という。）を実施し、乙が構成する[グループ名]を落札者として決定した。

甲と乙は、かかる経緯のもと、次のとおり本業務に関する基本的な事項についてこの基本協定を締結し、本業務の適正かつ確実な実施を図るために相互に協力するとともに本業務の円滑な遂行に努めるものとする。

### （目的及び解釈）

第1条 この基本協定は、甲及び乙が相互に協力し、本業務を円滑に実施するために必要な基本的事項を定めることを目的とする。

2 本業務に係る図書及びその他甲が本件事業者募集の過程において公表した書類において定義されている用語は、この基本協定に別途定める場合を除き、この基本協定においても同じ意味を有するものとする。

(公共性及び民間事業の趣旨の尊重)

第2条 甲は、本業務が民間の企業によって実施されることを十分に理解し、その趣旨を尊重するものとする。

2 乙は、本業務が公共性を有することを十分理解し、本業務の実施に当たっては、その趣旨を尊重するものとする。

(業務履行期間)

第3条 本件維持管理委託契約の履行期間は、令和6年4月1日から令和9年3月31日までとする。また、この基本協定締結日から業務履行開始日の前日までを業務準備及び引継ぎのための期間（以下「業務準備期間」という。）とし、維持管理企業の費用により、本件維持管理委託契約に規定された業務開始のための準備及び引継ぎを行うものとする。

加えて、令和9年3月1日から令和9年3月31日までの期間については、次期契約の事業者への引継ぎ期間（以下「業務引継期間」という。）とし、維持管理企業は次期契約の事業者への業務引継ぎを行わなければならない。ただし、本件維持管理委託契約の規定により変更されることがある。

2 本件設計委託契約の履行期間は、令和6年4月1日から令和9年3月31日までとする。また、この基本協定締結日から業務履行開始日の前日までを業務準備期間とし、設計企業の費用により、本件設計委託契約に規定された業務開始のための準備及び引継ぎを行うものとする。加えて、令和9年3月1日から令和9年3月31日までの期間については、業務引継期間とし、設計企業は次期契約の事業者への業務引継ぎを行わなければならない。ただし、本件設計委託契約の規定により変更されることがある。

3 本件建設請負契約の履行期間は、令和6年4月1日から令和9年3月31日までとする。また、この基本協定締結日から業務履行開始日の前日までを業務準備期間とし、建設企業の費用により、本件建設請負契約に規定された業務開始のための準備及び引継ぎを行うものとする。加えて、令和9年3月1日から令和9年3月31日までの期間については、業務引継期間とし、建設企業は次期契約の事業者への業務引継ぎを行わなければならない。ただし、本件建設請負契約の規定により変更されることがある。

4 本件災害時維持修繕協定の協定期間は、協定締結日の翌日から令和9年3月31日までとする。ただし、本件災害時維持修繕協定の規定により変更されることがある。

(役割分担)

第4条 本業務の実施において、甲と乙との間で別途合意した場合を除き、それぞれ、次の各号に定めるそれぞれの役割及び業務実施責任を負う。

(1) グループの代表企業は、入札手続や落札者となった場合の契約事務を含め、甲との調整・協議等における窓口役を担うほか、グループ（この基本協定において乙を構成する

全ての企業により構成される企業グループをいう。)内の全ての調整等の責任を負うものとし、甲への書類提出及び甲からの通知等については、原則として全てグループの代表企業が行うものとする。

- (2) 維持管理業務は、維持管理企業がこれを行う。なお、維持管理業務を複数の企業が担当する場合、当該複数の企業は当該業務を連帯して履行するものとし、甲による当該複数の企業の一部に対する履行の請求は、当該複数の企業の全部に対しても効力を生じるものとする。
- (3) 前号に掲げる維持管理業務のうち統括管理業務は、維持管理企業がこれを行う。なお、統括管理責任者は、原則として統括管理企業の正規の職員とする。また、統括管理責任者は、本業務の全ての業務を統括管理する実施責任者とすることから、定期的に進捗状況等を確認し、遅滞なく甲の監督員に報告しなくてはならない。
- (4) 設計業務は、設計企業がこれを行う。
- (5) 改築工事は、建設企業がこれを行う。
- (6) 災害対応業務は、乙がこれを行う。

(当事者が締結すべき契約及び協定)

- 第5条 甲と維持管理企業及び建設企業は、この基本協定締結後に単価合意の協議を行い、合意後に本件維持管理委託契約及び本件建設請負契約を締結する。
- 2 甲と設計企業は、この基本協定締結後に本件設計委託契約を締結する。
  - 3 甲と乙は、この基本協定締結後に災害時維持修繕協定の協議を行い、合意後に災害時維持修繕協定を締結する。

(甲が締結している協定等)

- 第6条 乙は、甲が第三者と交わしている「災害時における下水道施設の復旧支援協力に関する協定」(協定の相手方 姫路市管工事業協同組合)を顧慮し、相互に協力しなければならない。

(引継事項)

- 第7条 乙は、業務準備期間においても、本業務の実施に関し必要かつ相当な範囲において準備行為及び業務引継を行うものとし、甲及び前期契約の事業者は、必要かつ相当な範囲で、かかる行為に協力しなくてはならない。
- 2 乙は、要求水準書の定めるところにより、業務引継期間において、次期契約の事業者への引継ぎに必要な業務(引継事項の記載内容の更新及び甲の指定する者に対する引継事項の交付を含むがこれらに限られない。)を行わなければならない。
  - 3 乙は、業務引継期間において甲の指定する者に引継事項を交付する義務を負うことを認識し、本業務の履行期間中において、適時に、引継事項の内容を更新変更するものとする。

る。乙は、引継事項の内容を更新変更したときは、甲に対し、速やかに引継事項をその変更した旨及びその内容を通知するものとする。

(本件施設の維持管理業務)

第8条 本件施設の維持管理業務に係る業務の概要は、本業務に係る図書に定めるとおりとする。

2 維持管理企業は、甲との本件維持管理委託契約が締結された後、履行期間において維持管理業務を実施する。

(本件施設の設計業務)

第9条 本件施設の設計業務に係る業務の概要は、本業務に係る図書に定めるとおりとする。

2 設計企業は、甲との本件設計委託契約が締結された後、履行期間において設計業務を実施する。

(本件施設の改築工事)

第10条 本件施設の改築工事に係る業務の概要は、本業務に係る図書に定めるとおりとする。

2 建設企業は、甲との本件建設請負契約が締結された後、履行期間において改築工事を実施する。

(本件施設の災害対応業務)

第11条 本件施設の災害対応業務に係る業務の概要は、本業務に係る図書に定めるとおりとする。

2 乙は、本件災害時維持修繕協定が締結された後、履行期間において災害発生時における下水道施設の被災状況把握等及び二次被害防止等緊急措置・対応を実施する。

(甲の解除権)

第12条 甲は、乙又は乙が代理人、支配人その他使用人若しくは入札代理人として使用していた者が、この基本協定に関して公正な執行を妨げ、又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合したと認められるときは、本業務の履行期間中であっても、何らの催告なしに直ちにこの基本協定及び本件契約の全部又は一部を解除することができる。

2 乙は、前項の規定によりこの基本協定が解除された場合は、連帯して本業務の入札書に記載した金額に100分の110を乗じた金額(以下「本業務の金額」という。)の100分の1に相当する額(その金額に100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨て

た金額)を違約金として、甲の指定する期間内に支払わなければならない。この場合において、契約保証金(契約保証金に代えて提供された担保又は保険会社から支払われる保険金を含む。以下この条において同じ。)があるときは、甲は、当該違約金の額から当該契約保証金の額を控除するものとする。また、甲による乙の一部に対する履行の請求は、乙を構成する全ての者に対しても効力を生じるものとする。なお、甲に実際に生じた損害の額が違約金の額の合計額を超える場合は、その超過分は、当該契約保証金又は担保の上記余剰の額をもって充当されるものとし、この充当後になお超過分が存在するときは、甲が、当該超過分について乙に賠償金の請求をすることを妨げるものではない。

- 3 第1項の規定によりこの基本協定が解除された場合は、契約保証金は甲に帰属する。
- 4 第2項の規定により乙が甲に違約金を支払う場合において、甲は、違約金請求権と乙の契約金請求権その他甲に対する債権を相殺することができるものとし、なお不足があるときはこれを追徴する。
- 5 第1項の規定によりこの基本協定及び本契約が解除された場合は、乙は、甲に対して損害賠償請求をすることができない。

#### (賠償の予約)

第13条 乙は、乙(その構成員のいずれかの者。以下この条において同じ。)がこの基本協定又は本業務に関して次の各号のいずれかに該当したとき、又は乙が代理人、支配人その他使用人若しくは入札代理人として使用していた者がこの基本協定に関して第4号又は第5号に該当したときは、連帯して本業務の金額の10分の2に相当する額を違約金として、甲の指定する期間内に支払わなければならない。

(1) 乙が、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。

以下「独占禁止法」という。)第3条の規定に違反し、又は乙が構成事業者である事業者団体(独占禁止法第2条第2項に規定する団体をいう。次号において同じ。)が独占禁止法第8条第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が乙に対し、独占禁止法第7条の2第1項(独占禁止法第8条の3において準用する場合を含む。)の規定に基づく課徴金の納付命令(以下「納付命令」という。)を行い、当該納付命令が確定したとき(確定した当該納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消された場合を含む。以下この条において同じ。))。

(2) 納付命令又は独占禁止法第7条若しくは第8条の2の規定に基づく排除措置命令(これらの命令が乙又は乙を構成員とする事業者団体(以下「乙等」という。)に対して行われたときは、乙等に対する命令で確定したものをいい、乙等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令全てが確定した場合における当該命令をいう。次号及び次項第2号において同じ。)において、独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。

(3) 前号に規定する納付命令又は排除措置命令により、乙等に独占禁止法第3条又は第

8条第1号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、当該期間（これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が乙に対し納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。）に入札（見積書の提出を含む。）が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。

(4) 刑法（明治40年法律第45号）第96条の6、又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。

(5) 刑法第198条の規定による刑が確定したとき。

2 乙は、乙がこの基本協定に関して次の各号のいずれかに該当したとき、又は乙が代理人、支配人その他使用人若しくは入札代理人として使用していた者がこの基本協定に関して第2号に該当したときは、前項に規定する本業務の金額の10分の2に相当する額の違約金のほか、連帯して本業務の金額の100分の5に相当する額を違約金として、甲の指定する期間内に支払わなければならない。

(1) 前項第1号に規定する確定した納付命令における課徴金について、独占禁止法第7条の2第8項又は第9項の規定の適用があるとき。

(2) 前項第2号に規定する納付命令若しくは排除措置命令又は同項第4号に規定する刑に係る確定判決において、乙等が違反行為の首謀者であることが明らかになったとき。

3 前二項の規定は、甲に生じた損害の額がそれぞれ同項に規定する違約金の額を超える場合において、甲がその超過分につき賠償金の請求をすることを妨げるものではない。

4 第1項及び第2項の場合において、甲は、乙を構成する全ての者に対して違約金を請求することができる。この場合において、乙は、甲に対して連帯して違約金の支払の義務を負うものとする。

5 甲は、第1項及び第2項の場合において、違約金請求権と乙の契約金請求権その他甲に対する債権とを相殺することができる。

6 本条に基づく乙の連帯債務について、甲が乙の一部に対して行う履行の請求は、乙を構成する全ての者に対しても効力を生じるものとする。

#### （権利義務の譲渡の禁止）

第14条 甲及び乙は、他の当事者の事前の書面による承諾なく、この基本協定上の権利義務につき、自己以外の第三者への譲渡又は担保権の設定をしてはならない。

#### （債務不履行等）

第15条 甲及び乙は、この基本協定上の義務を履行しないことにより他の当事者に損害を与えた場合、その損害を賠償しなければならない。

(秘密保持義務)

第16条 甲及び乙は、この基本協定に関する事項につき、相手方の同意を得ずして、これを第三者に開示しないこと及びこの基本協定の目的以外に使用しないことを確認する。ただし、裁判所その他公的機関により開示が命ぜられた場合及び甲が法令に基づき開示する場合は、この限りでない。

(この基本協定の有効期間)

第17条 この基本協定の有効期間は、この基本協定が締結された日から本件契約の履行期間満了日のうち最も遅い日までとする。ただし、第12条第2項ないし第5項、第13条、第14条、第15条、第16条、本条、第18条第4条、第19条、第20条に定める事項については、この基本協定終了後も効力を有するものとする。

(解除条件)

- 第18条 この基本協定は、令和6年4月1日までに本件契約が全て締結されなかったときは、その効力を失う。
- 2 前項の場合において、本件契約のいずれかが締結されている場合であっても、当該本件契約の定めにかかわらず、この基本協定及び締結済みの本契約は終了する。
  - 3 本件契約の締結後、本件契約の全てが、本件契約の定めに従い解除その他の理由で終了した場合には、本件契約が全て終了した日をもって、本協定は終了する。
  - 4 前三項の場合において、甲は、乙に対し何らの責任を負わない。

(管轄裁判所)

第19条 甲及び乙は、この基本協定に関して生じた当事者間の紛争について、神戸地方裁判所を第一審の専属的合意管轄とすることに合意する。

(準拠法及び解釈)

- 第20条 この基本協定は、日本国の法令に準拠するものとし、日本国の法令に従って解釈される。
- 2 この基本協定、関連書類及び書面による通知は、日本語で作成される。また、この基本協定の履行に関して当事者間で用いる言語は、日本語とする。
  - 3 この基本協定の変更は、書面で行うものとする。

(定めのない事項)

第21条 この基本協定に定めのない事項については、甲及び乙が別途協議して定めることとする。

この基本協定の証として、本書2通を作成し、当事者記名押印の上、甲及び乙のグループの代表企業が各自1通を保有する。

令和[ ]年[ ]月[ ]日

甲 注文者	住所	兵庫県姫路市安田四丁目1番地	
	氏名	姫路市	
		姫路市上下水道事業管理者 植田 敏勝	⑩
乙 契約相手方 (グループの代表企業)	住所	[所在地]	
	氏名	[企業名]	
		[代表者名]	⑩
乙 契約相手方 (維持管理企業)	住所	[所在地]	
	氏名	[企業名]	
		[代表者名]	⑩
乙 契約相手方 (設計企業)	住所	[所在地]	
	氏名	[企業名]	
		[代表者名]	⑩
乙 契約相手方 (建設企業)	住所	[所在地]	
	氏名	[企業名]	
		[代表者名]	⑩